

# 条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

田 中 雅 和

## 目 次

はじめに

- 一、和化漢文の「雖」字との関係から
- 二、名詞承接の「ども」「とも」と「トイヘドモ」「トイフトモ」を中心に
- 三、確定条件と仮定条件
- 四、仮定条件表現
- 五、仮定条件の内容と表現性
- 六、和化漢文における仮定条件の「雖」  
むすびに

## はじめに

条件文や条件句を成立させる表現形式は、いわゆる順接と逆接、確定と仮定とが、形態的・意味的に相互対応的である。条件として前置された文や句と後続の文や句とを、ある資格で相関させる接続機能を持つものが、品詞論的見地からは、接続詞と接続助詞である。本稿では、前置される条件句の句末に位置し、構文上それに続く後句と相関させる機

能を持つ「接続助詞」について、就中逆態接続の「ども」と「とも」との間に存する問題と、そこから派生的に考えられるいくつかの問題を中心に考察を加えたいと思う。

ある事柄が事実であつたり、確実に存在しているものである場合、それを条件として表現したものが確定条件と呼ばれるものである。この確定条件の表現には、前置された条件句と後置された表現内容との接合において順態接続と逆態接続の両様があり、従つて、順接確定条件と逆接確定条件という条件法の形式がある。そういう条件句形成の機能を担う接続助詞としては、活用語已然形を承接する順接確定の「ば」と逆接確定の「ど・ども」が基本的なものとしてあげられる。一方、ある事柄が事実でなかつたり、未来に属するか未だ諒解していない事柄である場合、それを条件として表現したものが仮定条件と呼ばれるものである。これもその前後の句の接合関係によつて順態と逆態とに分けられ、活用語未然形を承接する順接仮定の「ば」と活用語終止形を承接する逆接確定の「と・とも」があげられる。これらの接続助詞以外にも、漢文訓読文系の文体においては、実質的意味を有さない「イフ」という形式用言を要素にもつ「トイヘドモ」と「トイフトモ」が一語相当の資格で、「ども」「とも」と同じ機能を担うことは周知のとおりである。つまり、逆態接続機能をもつもののうち、確定条件には「ど・ども」・「トイヘドモ」が、仮定条件には「と・とも」・「トイフトモ」が用いられることになる。しかし、これらの分類はあくまでも基本的な部分においてのことであり、現実的な言語表現においてその使用例の多少を問わなければ両者間には出入りがあつて、「ど・ども」・「トイヘドモ」が仮定条件表現に、「と・とも」・「トイフトモ」が確定条件表現に用いられることは、和文系文体でも漢文訓読文系文体でも既に先学の指摘があるところである。

ところで、仮定条件表現に用いられる語についてみると、逆態接続の助詞は前述のとおりであるが、順態接続の助詞は活用語未然形を承接する「ば」に限られると言つてよい。しかし、助詞に限らなければ、先学の論考によると、中古の文芸作品においては未然形承接の助詞「ば」が圧倒的ではあるが、訓点資料広くは漢文訓読文系の文体では副詞「モ

シ」を伴うことが多く、かつ条件句末尾の語形は「未然形十ば」にとどまらず、種々の語形をとっていることが指摘される。<sup>(2)</sup> さて、ここで今一度本稿で問題としたところを整理しておく。問題の一つは、仮定条件表現に用いられた「と」とも「トイフトモ」と「モシ」と「ど・ども」「トイヘドモ」との三者間において、条件として仮定する内容には何らの相違もあり得ないのかという点である。先述したように、本稿は接続助詞についての検討を中心にしようとするのであるから、順接については助詞「ば」を比較検討の対象とするのがより適當であるが、後述する理由で漢文訓読文系の文体における考察を中心にしたので、助詞「ば」を伴う場合も含め順接仮定条件の多くを代表的に包括し得る副詞「モシ」<sup>(3)</sup>を一つの指標として便宜的に用いることにした。もう一つの問題は、「ど・ども」「と」と「トイヘドモ」「トイフトモ」との間での意味・用法上の異同についてである。一方は所謂「和語」的助詞であり、一方は漢文の訓読から生じた語である。従来、機能上の意味・用法について論ぜられる場合、「ど・ども」と「トイヘドモ」「と」と「トイフトモ」は殆ど同等の扱いで和文における用法にひきつけられて説明され、語のレベルでも文体のレベルでも特別に区別されたものが、少なくとも管見では、ないように思われる。論者はこれまで、付属語における意味・用法は、和文で用いられる場合と漢文訓読文（広くは和漢混淆文）で用いられる場合とは、必ずしも全く同一ではないと考えてきた。<sup>(4)</sup> また、両文体間の意味・用法は少しづつ異なり、ある時期までは相互に授受があつたのではないかとも考えている。最後の一つの問題として、前述二つの問題と関わって漢字「雖」との関係についても検討する。

以上の総てを普遍的なものとして明確に論ずるためには、広域に亘る検討が必要であるが、本稿では、右の観点と問題の所在を考慮し考察の焦点を拡散させないために、共通にその要素を持ち得る資料として、便宜的に「中古・中世」の「和漢混淆文」（広義のそれである）と和漢文の資料に限定して検討することにした。

## 一、和化漢文の「雖」字との関係から

まず、国語本来の助詞「ど・ども」「と・とも」「トイヘドモ」「トイフトモ」、漢字「雖」、三者の関係について考察する。この三者の関係を見ていく場合に、二つの方向が考えられる必要があるように思う。つまり、漢文の語法の中で使用された漢字「雖」を、日本語としてどのように訓むか或は置き換えるかという方向（主に漢文の訓読）と、日本語による表現を文字化する時に、その語法や語の意味を担うものとしてどのような漢字で表記するかという方向（主に和化漢文）である。

漢字「雖」と国語との関係についてみると、先学の指摘があるように、訓読文では「雖」を「トイヘドモ」「トイフトモ」両様に訓むことが行われ、また『観智院本類聚名義抄』にも「イヘドモ」「イフトモ」の両訓が与えられていることが確認できる。これらのことから、「雖」は機能的には確定と仮定の両条件句を形成する語として捉えられていたことが理解できる。そこで、日本における「雖」字の意味・用法に対する意識を見るために、和化漢文の「雖」について検討することから始めたい。和化漢文は、日常使用している国語表現を、知識として諒解している範囲内の漢文という表現形式をとって、恐らく語彙としては国語よりも限られた中での漢字で表現する訳であるから、漢文と和文における「使用（表現）語彙」の重なる部分しか表出しなない筈である。つまり、外国語の表現形式である漢文を読む場合は語彙量の多い「理解語彙」の中で諒解はしても、表現行為においては、漢文という手段をとればより一層、自ら漢文と和文との両者の「使用語彙」の範囲内にとどまるといふ表現上の制約が当然生ずると考えられる。従って、和化漢文を対象とすることで、漢字と和語―具体的には「雖」やその訓読語「トイヘドモ」「トイフトモ」と「ども」「とも」とのより密接な関係が捉え得ると考えられるのである。

さて、「雖」なり「トイヘドモ」「トイフトモ」なりが、国語本来の助詞「ども」「と」と全く同じような「接続助

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

詞」と認識されていたのであれば、読み添えを前提としない限り、活用語をうけている筈である。そこで、「雖」がうけると思われる語を品詞別に分類し、その表現内容が確定・仮定のいずれの条件句を形成しているかを分類したのが表 I

表 I

東大寺諷誦文稿		大日本国法華経験記		日本往生極楽記		将門記		日本靈異記		資料		品詞	
確定	仮定	確定	仮定	確定	仮定	確定	仮定	確定	仮定				
	2	5							12	名詞	直上語		
5	2	63	9	4		15	1	14	11	動詞			
10		5	1				4	5	1	形容詞			
		7	2			6		1	2	助動詞			
15	4	80	12	4	0	21	5	20	26	計			
	2	6				2			12	名詞	自立語 上接		
5	2	68	11	4		19	1	15	13	動詞			
10		6	1				4	5	1	形容詞			

である。表中の直上とか上接とかの分類は、訓読した場合の国語文における語序を前提としたものである(当然、和化漢文における語序では、「雖」が返読字であるから、多くの場合直下・下接の語を見ることになる)。

表Iに看取できるように、その殆どが活用語をうけている。その表現内容についてみると、次のような確定条件に用いられたものが割合としては多い傾向にある。

○迦留陀夷 昔作<sub>二</sub>天祀主<sub>一</sub> 由<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>一羊<sub>一</sub> 今雖<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>羅漢<sub>一</sub> 而後 得<sub>二</sub>怨報於婆羅門之妻<sub>一</sub> 所<sub>レ</sub>殺云々 〈靈異記 中

五)

○猴答言「略其時我者 禁<sub>二</sub>從衆多<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>妨<sub>二</sub>修道<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>修道<sub>一</sub> 因<sub>レ</sub>妨<sub>二</sub>從者<sub>一</sub> 而成<sub>二</sub>罪報<sub>一</sub>。猶後生受<sub>二</sub>此獼猴身

一 成<sub>二</sub>此社神<sub>一</sub> 故 為<sub>レ</sub>脫<sub>二</sub>其身<sub>一</sub> 居<sub>二</sub>住此堂<sub>一</sub> 為<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>誦<sub>二</sub>法華經<sub>一</sub>」 〈靈異記 下二四〉

○武芝已雖<sub>レ</sub>帶<sub>二</sub>郡司之職<sub>一</sub> 本自無<sub>二</sub>公損之聆<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>虜掠之私物<sub>一</sub> 可<sub>二</sub>返請<sub>一</sub>之由屢令<sub>二</sub>覽拳<sub>一</sub>。 〈將門記〉

○掾貞盛頃年雖<sub>レ</sub>歷<sub>二</sub>合戰<sub>一</sub> 未<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>勝負<sub>一</sub>。而秀郷合力斬<sub>二</sub>討謀叛之首<sub>一</sub>。是秀郷古計之所<sub>レ</sub>敵者 〈將門記〉

○七月五日卒。当<sub>二</sub>斯時<sub>一</sub>也 家有<sub>二</sub>香氣<sub>一</sub> 空有<sub>二</sub>音樂<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>暑月<sub>一</sub> 歷<sub>二</sub>數日<sub>一</sub> 身不<sub>レ</sub>爛壞 如<sub>二</sub>存生時<sub>一</sub>。 〈極楽記〉

○面貌端正 見者寵愛。形雖<sub>レ</sub>女而無<sub>二</sub>女根<sub>一</sub> 纔有<sub>二</sub>尿道<sub>一</sub>。世間見者皆生<sub>二</sub>尊重<sub>一</sub> 号曰<sub>二</sub>聖人<sub>一</sub> 〈法華經驗記 下九八〉

○父卜部正親 誠雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>道心<sub>一</sub> 性甚質直也。母清原氏 有<sub>二</sub>極道心<sub>一</sub> 生<sub>二</sub>一男女<sub>一</sub>。 〈法華經驗記 下八三〉

以上の如く、「昔……今雖<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>羅漢<sub>一</sub> 而後……」「已雖<sub>レ</sub>帶<sub>二</sub>郡司之職<sub>一</sub>」に代表されるように、ある事柄が事実であったり、確実に存在しているものである場合の確定条件に用いられた例が圧倒的に多い。

一方、仮定条件に用いられた次のような例も拾える。

○諒委 觀音所<sub>レ</sub>示 更不<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>疑 寧所<sub>レ</sub>迫飢雖<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>沙土<sub>一</sub> 謹不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>食<sub>一</sub> 常住僧物 〈靈異記 上二〇〉

○冀无<sub>二</sub>慚愧<sub>一</sub>者 覽<sub>二</sub>手斯録<sub>一</sub> 改<sub>二</sub>心行<sub>一</sub>善。寬飢苦所<sub>レ</sub>迫雖<sub>レ</sub>飲<sub>二</sub>銅湯<sub>一</sub> 而不<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>寺物<sub>一</sub>。 〈靈異記 中九〉

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

○貞盛秀郷等相語云「略」縦此度雖勝 何後戰可忘。加以武王有疾周公代命。大分貞盛等奉命於公將擊件敵  
「」 〈將門記〉

○告弟子言「更我戸骸不可燒尽」。仮使燒失雖成灰 猶誦法華 利益一切「言語已手結定印」乍坐入滅。

〈法華経験記 中四一〉

これらは副詞「寧」や「縦」・「仮使」などと呼応するという語法上の特徴からも、仮定条件に用いられたことは明らかである。「雖」が、何と訓まれたかに関わらず、和化漢文においては確定と仮定の両条件法を担う語として用いられていることは確認できる。しかも、ここまでに見てきた例は、国語助詞「ども」「とも」と同じ意味・機能を有したものと考へて差し支えない。

ところで、国語の「接続助詞」「ども」や「とも」などは活用語に接続するのであるが、表Ⅰでは「雖」が名詞を直接うけるものがあることに注目したい。斯る場合は、「雖」が接続助詞であることを前提とすれば、訓読する際に例えば助動詞「なり」などを読み添えることが行われたと考えられる。この名詞をうける「雖」は、漢文にもあり、その訓読との関係において、早く山田孝雄博士が『漢文の訓讀によりて傳へられたる語法』の中で次のように述べられた。機能的には「接続助詞」的なものと見ていると考へてよさそうである。

以上の如く直ちに名詞を支配するものあり。これらはその名詞の下に用言を含めてよまずば國語にはならぬものなり。又下に句をもち來して之を支配するものあり。(中略)これらの例は下なる語が、たとひ一字たりともそれにて一句をなせるものを支配するものにして、その「雖」の義に該當する「とも」「ども」の上に「なり」を含めて、「なりとも」「なれども」と譯出するが妥當たりとすべきものなれど、前後の語勢の關係上、ここに「なりとも」「なれども」といふこと能はざるもの往々生ずべし。かかる時にその「なり」に相當すべき陳述語をば、「といふ」といひかふるに至れるものと思はる。かくてその陳述の語をば「雖」の方にうつして、「いへども」といふことになり、

かくて「雖」の字を「いへども」といふ語にあてて譯する慣例を生じたるもの如し。

これは原漢文とその訓読との關係について述べられたものであるが、和化漢文においても同様の關係が考えられよう。ただし、和化漢文の場合は、原則的には、自立語である用言はその義に該当する漢字で文字化される筈であるから、助動詞「なり」を読み添えるか、「トイフ」との複合形であると考えてよさそうに思われる。しかし、そうではあつてもなお、「雖」は、確定・仮定の条件句と後句を逆態で接続することに違ひないと言るのであるが、表Iの名詞承接の「雖」の中には若干ニユアンスを異にするものがあるように思われる。つまり、訓読を何とするかとは關係なく、その語の意味・機能としては「接続助詞」的であるとは言い難いのである。『日本靈異記』『大日本国法華經驗記』と『東大寺諷誦文稿』に名詞承接のものがあることが表Iに看取できる。それらは表現内容によつてひとまず確定と仮定とに分類したのであるが、表の分類は便宜的なものであつて、他の活用語承接の場合とは意味・用法上の相違があるので、厳密には確定・仮定のどちらか弁別し難く、特に仮定条件法としたものは必ずしも適切な分類ではない。以下この点について検討していく。

まず、確定条件とみて分類した五例は具体的には次の如き例である。

○俗人随喜 五体投<sub>レ</sub>地 頂<sub>レ</sub>礼沙門<sub>二</sub>穴賢々々<sub>一</sub> 雖<sub>レ</sub>是実<sub>レ</sub>魚 依<sub>レ</sub>聖人德<sub>一</sub> 依<sub>レ</sub>經威力<sub>一</sub> 魚變<sub>レ</sub>經卷<sub>一</sub>。然我等愚痴不

信<sub>一</sub>因果 於<sub>レ</sub>聖子<sub>一</sub>戲論煩惱。(略) 〔法華經驗記 上二〇〕

○有<sub>二</sub>一比丘(略)形雖<sub>レ</sub>比丘<sub>一</sub> 心似<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>俗 手持<sub>レ</sub>弓箭 懷納<sub>レ</sub>刀劍 見<sub>レ</sub>諸鳥獸 必射<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>之 若見<sub>レ</sub>魚鳥 必食

之<sub>一</sub>。 〔法華經驗記 中七六〕

○僧都語<sub>二</sub>天童<sub>一</sub>言<sub>二</sub>生<sub>レ</sub>兜率天<sub>一</sub> 奉<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>慈尊<sub>一</sub> 雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>極善根<sub>一</sub> 弟子頃年深有<sub>レ</sub>所願 捨<sub>レ</sub>身他生<sub>一</sub> 往<sub>レ</sub>生極樂<sub>一</sub> 面見

三<sub>レ</sub>弥陀<sub>一</sub> 聽<sub>レ</sub>聞妙法<sub>一</sub>。(略) 〔法華經驗記 下八三〕

かくの如き例はいずれも肯定的に判断された現実的な事柄或は客観的な事実を条件とし、後句との關係を表現内容上逆

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について



態で接続したものである。この場合、前句の述語部を直接にうけて「くであるが、しかし」と解されるものであって、添えられるべき断定の助動詞「なり」等が実質的な意味を担った確定条件表現と考えられる。

一方、仮定条件として分類した名詞承接の「雖」についてみると、これに限っては必ずしも仮定的に条件を提示したものとはいえない。現実的な事柄や客観的な事実を確定的に表現したものではない、という程度の基準で仮定条件の項に區別したにすぎない。具体的には次に示す用例がそれである。

○「天鳴雷神 天皇奉請呼云々」然而自<sub>レ</sub>此還<sub>レ</sub>馬走言「雖<sub>レ</sub>雷神而何故不<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>天皇之請耶」走還時浦豊寺与<sub>レ</sub>飯岡  
 一鳴電落在。 <靈異記 上>

○誠知 地獄現在 応<sub>レ</sub>信因果 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>烏烏慈己兒而食<sub>レ</sub>他兒。無<sub>レ</sub>慈悲者 雖<sub>レ</sub>人如<sub>レ</sub>烏矣。 <靈異記 中>

一〇 < >  
 ○雖<sub>レ</sub>賤畜生 報<sub>レ</sub>怨有<sub>レ</sub>術。現報甚近。不<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>慈心 為<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>慈行 致<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>慈怨。 <靈異記 中四〇>

○雖<sub>レ</sub>百姓 敢<sub>レ</sub>誹之耶。又聖君堯舜之世 猶在<sub>レ</sub>早厲<sub>レ</sub>故 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>誹之也。 <靈異記 下三九>

右はいずれもそれ／＼の句の主語部を直接的にはうけているので、国語文が意識されても助動詞(例えば「なり」等)を添える必要性は必ずしもなく、また、後件との接続機能を有したものであるとみる必然性もないのである。つまり、提示した主語を強調乃至限定するものであり、場合によっては、言外にそれ以外の比較すべきものとしての主語を類推させる働きを担っていると解釈すべきもののように思われるのである。また、次の如く目的語に付いて強調したと思われる例もある。

○誠知 怙<sub>レ</sub>自高德 刑<sub>レ</sub>彼沙弥 護法嘖喊 善神慍嫌。著<sub>レ</sub>袈裟<sub>レ</sub>之類 雖<sub>レ</sub>賤形 不<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>恐 隱身聖人交<sub>レ</sub>其中。 <靈異記 中一>

○更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>疑 護持加<sub>レ</sub>罰 雖<sub>レ</sub>自度師 猶闕<sub>レ</sub>忍心 隱身聖人 交<sub>レ</sub>凡中<sub>レ</sub>故。 <靈異記 下三三>

以上に見てきた例は、いずれも「雖」の含まれた句を、従来行われてきたように「たとい〜であったとしても」と解釈した場合でも、「雖」が仮定条件であると接統助詞であるとかの説明では妥当とも現実的とも言い難いと考えるのである。そこで留意されるのが、国語助詞の中で斯る機能（強調・類推）を有する所謂「副助詞」の「だに」「さへ」などである。これは専ら和文に用いられた語であつて、漢文になく、一般には漢文訓読文に用いられることのなかつた語である<sup>(5)</sup>と指摘されるものである。このような強調の機能を有すると思われる「雖」は、和化漢文に限らず、『東大寺諷誦文稿』にも次の例が拾える。但、この例は副助詞というよりも、国語助詞にみあうものとしては強意の「係助詞」が相当するようにも思える。この「係助詞」も漢文訓読文に用いられることの少なかつたものの一つである。

○工ハ此雖<sup>く</sup>世間巧<sup>く</sup>而極<sup>たり</sup>天上ノ毗紐之美事ヲ<sup>レ</sup>球ハ乃雖<sup>く</sup>人間ノ宝<sup>ヲ</sup>而尽<sup>リ</sup>浄土ノ无漏ノ莊<sup>を</sup>  
これは仮りに仮定条件の句であるとは認め得るとしても、後句との接統機能を「雖」が担っているとは考え難く、寧ろ条件としての事柄の例示或は主語の提示と説明した方が適當であるように思われるのである。

以上のように「雖」字には、接統機能を有した接統助詞の用法と、条件としてある事物や事柄を類推・強調・例示・提示する機能を有した「副助詞」的用法・「係助詞」的用法とみるべきものの両用法があると考えられる。しかし、この後者の用法が漢文の「雖」に存している和漢混淆文や和文に受容されたのか、国語文における助詞の用法が和化漢文での「雖」字に反映されたのか、或は和漢混淆文（特に漢文訓読文）独自の用法なのかなどについて考察されねばならないが、未だ明確に述べる用意がない。この点については後述するところで若干の検討を加えたい。

## 二、名詞承接の「ども」「とも」と「トイヘドモ」「トイフトモ」を中心に

「トイヘドモ」「トイフトモ」は漢籍の訓読に基づくものである<sup>(6)</sup>。従つて、その意味・用法には、漢文における「雖」の要素と和文における国語助詞「ども」「とも」の要素との両要素が混在していると考え得る。そこで、ここでは「トイ

「ヘドモ」「トイフトモ」と「ども」「とも」との意味・用法上の異同について検討することを通して、「雖」との関係も考えてみたい。また、前述した和化漢文における「雖」の一見異質な用法が、「雖」字が漢文の中で担っていたものなのか、「トイヘドモ」「トイフトモ」或は「ども」「とも」が国語の語法として有していたものかという点も、和化漢文（或は訓読文）と和文との間の意味・用法上の実態や相互受容などについて検討することで、手掛りが得られるのではないかと考える。以上の点を明らかにする手段として、和漢混淆文を対象資料として検討する。それは、漢文と和文との接点とも言え、両文体の要素を有していると考えられるからである。また、はじめに述べた理由から、中世の片仮名交り文を中心に採りあげた。説話資料が中心となるが、それは、文の種類（地の文・会話文・思惟文など）による異同を見ることが性格を明らかにする上で有効であると考えたからである。

表IIは上接の語を品詞別に分類したものである。『今昔物語集』に関しては、本稿の目的に従って便宜的に、漢文訓読色が濃厚であると従来指摘されている天竺・震旦部の巻一―巻一〇までの中から「トイヘドモ」「トイフトモ」に限っての用例を調査した。

表II

資料		品詞	
		と・とも	
		直上語	
9	動詞	計	
1	形容詞		
2	形容動詞		
2	助動詞		
12			
		自立語	
11	動詞		
1	形容詞		
	形容動詞		

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

三教指帰注		打聞集				法華百座聞書抄				三宝絵詞				東大寺諷誦文稿		
トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ
										3						
		13		1	1	5		6		32	1	18		19		
		1				1		1	1	14		2				
	1					1										
		8		4	2	25		8	2	34		4		2		
0	1	0	22	0	5	3	32	0	15	6	80	1	24	0	21	0
			2		3		2		5	5	7		1		1	
			18		2	3	26		9		59	1	21		20	
			2				4		1	1	14		2			
	1															

今昔物語集		光言句義積聴集記				却癡忘記			明恵上人夢記						
トイヘドモ	トイフトモ	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども
2		2													
151	25		7		3		3		4		7				5
35	4	1	4				1		2		1		1		1
3	1						1								
107	23		10		3	1	1	1			1				13
298	53	3	21	0	6	1	6	1	6		9	0	1	0	19
24	10	2	4				1								6
229	38		12		6	1	3	1	4		8				10
38	4	1	5				1		2		1		1		1
7	1						1								2

総計				宇治拾遺物語				古本説話集			
トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも	トイヘドモ	ど・ども	トイフトモ	と・とも
8	0	0	0	1							
152	282	26	71		128		25		63		6
37	47	4	9		19		2		5		
4	4	1	3	1	2		2				
112	297	25	53		156		24		47	1	7
313	630	56	136	2	305	0	53	0	115	1	13
32	47	11	22	1	21		11		3	1	2
233	511	40	99		254		36		101		10
40	66	4	10		27		2		11		1
8	6	1	5	1	3		4				

表IIの上段に看取できるように、接続助詞「ども」「とも」は勿論のこと、「トイヘドモ」「トイフトモ」もその殆どが活用語を直上語としている。このことから、また構文上の機能をみても、「トイヘドモ」「トイフトモ」は国語助詞「ども」「とも」と同じく逆態の「接続助詞」として位置付けられているように考えられる。「ども」「とも」が直上語に名詞をとることは当然ないが、「トイヘドモ」においては、和化漢文の「雖」と同じように、名詞を直接にうける例が僅かな

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

がら存する。しかも「トイフトモ」にはなく、「トイヘドモ」にのみ存する用法である。次の八例がそれである。

- ① 太子誘ラヘ語テ宣ラ「親ト云ヒト云モ」遂ニハ皆長ク別レナム。万ツノ事常无シ。伊川礼ヲモ可憑キニ不有ス。吾レ仏ニ成ナム時ニ自ラ將ニ引導ス渡サム」 〔三宝絵詞 下〕
- ② 夜ノユメニヒトリノ僧来テ申「サキノ年此仏ヲツクリシハコレ化人ナレハカサ子テ来ヘキニアラス。ヨキエトイヘトモナラ刀ノキスアリ。画師トイヘトモ丹色ノアヤマリナキニアラス。タゝ大ナラム鏡ヲ仏ノ前ニカケテ影ヲウツシテラカミ給ヘ。(略)」 〔三宝絵詞 下〕
- ③ サレハ方所各別ニナリテ各ノ如ク此ヲ生シテキタレハ聖智ノ前ニモ且ク自他彼此トイエトモ心虚通スルカ故ニタゝ仮説スルナリ。自他彼此ナケレハ自他虚通ス 〔聴集記 下〕
- ④ 智恵ノ篇ニハ内典ニ心ヲ得タルモノハ外典ヲモ心得。又漢字ヲモ書クホトナレハ梵字ヲモ書ク。サレハ天台宗ト申モタゝ六十卷七十卷ト云トモ諸宗ニ書ノ十卷ハカリツゝヨミタレハ其ノ故実ハ得ツヘシ。 〔聴集記 上〕
- ⑤ 夫ノ云ク「我レハ此隣ノ国ニ有シ第一ノ長者ノ一子也。長者ト云モ世ニ並ヒ无カリ。栖カモ大王ノ宮ニ不異ザリキ」 〔今昔 二〕
- ⑥ 其ノ時ニ国王此ノ墓ニ行キ向テ云ク「鼠ノ体ヲ見ルニ只ノ鼠ニ非ズ。獸ト云モ此レ神也。吉々ク聞キ給ヘ。我レハ此ノ国ノ王也。鼠王モ亦此ノ国ニ在ス。(略)」 〔今昔 五〕
- ⑦ 日暮てりうせん寺とて大なる寺のふりたるが人もなきありけり。これは人やどらぬところといへどもそのあたりに又やどるべき所なかりければいかせんと思ひて笈打おろして内に入れてけり。〔宇治拾遺 一〕

右例において①〜⑥と⑦⑧とは性格が若干異なるように思える。「名詞十トイヘドモ」を仮りに和文の「ども」に置き換えるならば「名詞十なれども」の形になるべきところである。しかし、斯る置き換えを行つてもその表現内容・ニュアンスが変わらないのは⑦⑧の二例だけであつて、①〜⑥はその置き換えが単純には行はず、置き換えるとその表現

内容・ニュアンスを損なうのである。つまり、⑦⑧は前句で確定的な条件を示し逆態で後句と接合する「接続助詞」的機能を有している。ところが、①②③④⑤は逆態の確定条件表現とは言い難い。寧ろ仮定条件表現の「一般仮定」に類するもの、或は後件を強烈な印象として形象化する用法と説明される「修辭的仮定（とも）」、「修辭的確定（とも）」に近いものと考えられる。「一般仮定」や「修辭的仮定」、「修辭的確定」という用法は、和文系資料を対象とした中で国語助詞の用法として説明されるものであるが、ここでの①②③④⑤の意味・用法を解釈する場合に最も妥当であるとは判断し難い。ここでの「トイヘドモ」は、逆態でも仮定でも修辭的確定でもなく、先述の『東大寺諷誦文稿』における「工ハ此雖ニ世間巧……玆ハ乃雖ニ人間ノ宝……」や『日本靈異記』の例と極めて近い性質を有した用法であると思える。つまり、和文における例示・類推・強意等の意味・用法を持つ国語助詞と類似しているように思われるのである。

そこで、更に広い視点で近似した用例も合わせ見ること、斯る用法の性格を検討してみたい。表II下段の「上接自立語」による分類がそれである。助動詞などの付屬語を除外して、自立語との承接関係を見ることによつて、接続助詞であればその接続の機能がより鮮明に表出する筈である。また、「名詞＋助動詞」をうけた形においては、助動詞（主に「なり」）が、実質的な意味を持つて逆態の確定や仮定の条件句を構成しているのか、或は実質の意味を持たず「接続助詞」と接合させる為に形式的に挿入されたものかを検討することは、先述の名詞を直接にうけたものとの関係などを考察するのに有効であると考ええる。

上接の自立語が名詞であるものは、「と・とも」一二例、「トイフトモ」一一例、「ど・ども」四七例、「トイヘドモ」三二例の総計一二二例である。そのうちの八例については既に述べたとおりであるので、残り一〇四例について考察を加える。

一〇四例の殆どが、基本的には（A（は）くB「なり」）の型に「ど・ども・トイヘドモ」や「と・とも・トイフトモ」が続く型となつており、前句の述語部に用いられていることがその特徴と言える。しかも、その場合「接続助詞」とし



て機能して、逆態の確定・仮定条件の句を構成しているとみてよい。就中、「ど・ども・トイヘドモ」については、次の二例を除く総てが逆態の確定条件句を構成し、しかも述語部にあるものばかりである。

○然レバ堅キ木也ト云モ<sup>ヘド</sup>母ト思テ孝養ヲ至セバ天地感有リ。赤血ノ木ノ中ヨリ出ツ。孝ノ重キガ故ニ敏罪返テ喜ビ有リ。然

レバ孝養ノ貴キ事永ク伝テ不朽ズトナ語リ伝ル<sup>ヘタ</sup>トヤ。〈今昔 九〉

○実ノ父ニ非ズト云モ<sup>ヘド</sup>心ヲ至セバ天ノ感必ズ有リ。況ヤ骨肉ヲ受タラ父ノ為ニ孝養セム徳ヲ可思遺<sup>ム</sup>トナ語リ伝タルトヤ。

〈今昔 九〉

この二例は述語部に用いられたものではないが、その表現内容は仮定乃至修辭的確定と解せなくもない。また、肉親たる「母」や「実ノ父」との比較・類推が行われているとも解せる。しかし「ト云ヘドモ」至セバ」の型であることに重きを置けば、やはり基本的には確定条件の接続助詞的用法とみるべきであろう。つまり、先述の「名詞トトイヘドモ」が担った意味・用法とは性格を異にすると考えられるように思う。

一方、「と・ども・トイフトモ」は聊様相を異にする。これも、その多くは〔A(は)くB「なり」〕型を承接し述語部に用いられるのであるが、一部に主語部・目的語部に用いられ或は主語句を構成するものがある。次の例がその具体例である。

①カクハナレ難タカリケル悪業煩惱ノ身ナリトモ臨終十念ニヨリテカナラス極楽ニ往生スヘシ。若ハ十念ニヲヨハス  
トモ一念ニ念ナリトモ引撮セム。 〈法華百座〉

②王ト愁給テ(略)仰ラル様「トサマカウサマニ祈トモ露ノ験シ无シ。下臈ナリトモ<sup>トモ</sup>独リ坐ヲ立テ香炉ヲ持テヘギノモトニ  
北向ニ立テ別ニ祈申セ。サ思食様アリテ如是仰ル、也」ト仰ラルレハ 〈打聞集〉

③一人ノ大臣有テ云ク「止事无聖人也ト云モ<sup>トモ</sup>色ニメデズ音ニ不耽ヌ者ハ不有ジ。昔鬻頭藍ト云ケル仙人ハ謬者カハ此ニ増  
ソハ<sup>コ</sup>有リケ。然而モ色ニ耽テ忽ニ神変モ失リケ。(略)」 〈今昔 五〉

④此大童子打見て「あはれもつたいなき主哉。こがやうにはだかになしてあさらんにはいかなる女御后なりとも腰に鯉の一二尺なきやうやはあるんや」といひければ　〈宇治拾遺　一〉

⑤妻子共きゝて「不思議の事し給親かな。いみじき穀だちの聖なりともかゝることする人やはあるべき。身思はぬといひながらわが門より隣の死人出す人やある。返々もあるまじきこと也」と　〈宇治拾遺　二〉

⑥かたのすけは宣旨申くだして「式部の丞なりともそのみちにたへたらんはといふことあればまして大学の衆は何条ことかあらん」とて　〈宇治拾遺　二〉

⑦「いみじきむかしの人也とも骨髪の散べきにあらず。かく風の吹に塵になりて吹き散らされぬるは希有の物なり」といひて　〈宇治拾遺　六〉

⑧極テ大ナラムイハホナムト水ノ上ヘニラカムニハ定テシツミヌヘキヲ船ヤイカタナムトニ此イハホヲ入テ海ヲ渡ムニハナトカハワタシ候ハサラム。然者悪業煩惱ノ大キナルイハホナリトモ阿弥陀仏ノ不思議智ノ船ニ入レテ生死ノ海ヲ渡リテ菩提ノ

彼ノ岸ニハイタリナムトコソ思エ候へ。　〈法華百座〉

⑨不動尊ノ誓ヲ説ク事有リ。其ノ中ニ「仕者有テ国王ノ后也ト云フト自ラ負テ行者ノ心ニ随ヘム」ト有ル誓ヲ見テ　〈今昔　一〉

○

⑩一ノ甲ヲ上ニ置タルツ金翅鳥ノ難ヲ免カル。何況袈裟ヲ着セラム比丘ヲハ仏ノ如ニ可敬シ。譬ヒ破戒也ト云トモ輕メ慢ツル事无カレト語り伝ヘトヤ。　〈今昔　三〉

これらの例はいずれも前置の名詞を強調するための語法と考えてよさそうである。この場合、助動詞「なり」は接続助詞を後続させるための形式的な語であつて実質的な意味を持たず、先述の「トイヘドモ」と同類の用法であると見ることが出来る。特に①②③④の各例は、具体的に例示されたものと対照的に強調・類推されるべきものが意図されていて、

㉑善業の身、㉒上臈は勿論総ての者、㉓聖ならざる凡人たる衆人、などを考えることができる。更に㉔㉕にはその対照的なものも具体的に、㉖「止事无聖人」に対する「齷頭藍ト云ケル仙人」、㉗「式部の丞」に対する「まして、大学の衆」などの如くに示される。

以上、名詞承接のものに限ってみてきたが、ここまでの考察を簡単にまとめ、それに関する卑見を述べて御批正を仰ぎたい。

(甲)「トイヘドモ」「トイフトモ」は、多くが複合形の一語の資格で、「ども」「とも」と同様の「接続助詞」として機能している。

(乙)「トイヘドモ」にのみ、直ちに名詞を支配するものがあり、例示・強意・類推の助詞(和文における副助詞・係助詞)的用法としての機能を有するものがある。これは和文における副助詞・係助詞に相当するものとして、訓読文の中に位置付けられた語・語法と考えられる。

(丙)「名詞+助動詞(主にナリ)」に下接する場合、(乙)と異なり、「トイヘドモ」は逆接の「接続助詞」として機能し、「トイフトモ」「とも」には強意・類推・例示などの用法とみるべき機能を有するものがある。

(乙)の「トイヘドモ」における用法は、国語助詞「ども」が本来的に有していた機能ではなく、漢文において「雖」字が担っていた(或は担っていると認識されていた)機能が訓読語「トイヘドモ」に反映したものである、と考えられる。この場合、「ども」と「トイヘドモ」は同質ではなく、寧ろ全く別の語とさえ見てもよいように思われる。つまり、訓読によって生じた語法が和文の方に受容されて行ったのではないかと考えるのである。

(乙)の「トイヘドモ」と同類の用法が、(丙)の「トイフトモ」「とも」にも見出されるのであるが、両者は語法上極めて近い性格を有しながらも、全く同一である訳ではなく、質的には異なる。(乙)の「トイヘドモ」と(丙)の「トイフトモ」はともに「雖」を訓読した語ではあっても、同一種の意味・用法を持つ「雖」が両様に訓まれたのではない。副助詞的機能

を有する場合には「トイヘドモ」であり、「トイフトモ」はあくまで逆接の接続助詞として機能する場合に用いられたと考へたいのである。つまり、(丙)の「トイフトモ」は、国語助詞「とも」と同質の語であつて、意味・用法上も用語選択上も有意的区別があつたとは考へ難い。この場合の「トイフトモ」は、訓読から生じたと言ふよりも、国語助詞「とも」の語法上の性格を色濃く反映しているように思われる。国語助詞「とも」が、強意・類推・例示などの意味・用法を有することにについては、小稿と全く同じ立場と言ふ訳ではないが、先学の御高論にもおおよそ相通ずるものと解し得る説明が拾える。例えば、山口堯二氏の御高論<sup>(1)</sup>には次の如く説かれる。

可能性の表現形式である仮定の条件形式は、後句の帰結に主体の推量・意志・命令・反語などの志向を導く傾向が強い。(略)確定条件表現にくらべて感じられる仮定の強さは、仮定条件関係における帰結の成立が例外なしと保証されるための強さであり、また、それによつて帰結における主体の志向が強調される強さにはかならないであらう。

#### 中略

逆接の場合は、条件が成立しなくても帰結は解消せず、逆に条件の成立しない場合もむしろ当然のこととしてその帰結が承認されるからである。(略)接続助詞「とも」の語源に溯ることも、この観点からはきわめて容易であり、条件の成立する場合と、しない場合とをあわせて帰結の成立を保証しているのが「とも」の「も」であると考えることができよう。

#### 中略

逆接の仮定条件形式も、帰結に主体の志向を導く傾向は著しく、その意味で志向の保証が志向の強調を意味することになる点も、順接の場合と同様である。

また、次のように、事実を素材とした逆接の仮定条件表現が、確定のそれにくらべてより強く感じられるのも、

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

その帰結の成立の保証性、志向の強調性によることといつてよい。

〈傍線論者〉

つまり、「とも」は、接続助詞として仮定条件句を構成することと、語源的に「も」の意味・用法を有することが、既に強意・類推・例示（並列の意味拡大と考えてよいか）などの表現性をそなえていると考えてよいのであろう。更にそれが修辭的用法の仮定であればなおさらのことである。従つて、接続助詞として機能する「とも」「トイフトモ」はいかなる用法も、国語接続助詞の領域を出ず、訓読文と和文との間に語法上の受容等について考える必然性がないのである。

このように見れば一層、先の名詞承接の「トイヘドモ」が有する副助詞的性格の用法は、国語文においてその特異性を際立たせているように思われるのである。

### 三、確定条件と仮定条件

いささか特異な意味・用法を有する場合もある名詞承接の用例について、「ど・ども・トイヘドモ」と「と・とも・トイフトモ」との間に機能分担があり得ることを、「トイヘドモ」と「トイフトモ」を中心に見てきた。

そこで今度は、両者の接続助詞としての意味・用法の基本的な部分について確認してみたい。

両者の差異は、外形上の特徴として、活用語の已然形に接続する（確定）か、終止形に接続する（仮定）かで客観的に一往は弁別し得る。しかし、後に触れるが、文脈上の意味関係を解釈すると、已然形接続の場合の仮定条件的表現や終止形接続の場合の確定条件表現もあり得る。そこで、ここではまず、もう一つの客観的弁別基準としてある程度有効であると考えられる「上接助動詞」の種類による分類を行つてみる。それは、確定条件表現が「ある事柄が事実であったり、確実に存在しているものである場合」を条件として表現するものであり、仮定条件表現が「ある事柄が事実でなかつたり、未来に属する事柄である場合」を条件として表現するものであると考えてよいからである。極めて単純に形式処理するならば、外形上は、時制に関わる助動詞による区別をすると、過去・完了の助動詞を承接する場合は確定条件

であり、未来に属する推量の助動詞等を承接する場合は仮定条件であると考えられる。  
 表IIIは「ど・ども・トイヘドモ」(以下は「ども系」と称する)と「と・とも・トイフトモ」(以下は「とも系」と称する)の上接助動詞の種類による分類を行ったものである。上接助動詞の違いで見える限り、「ども系」が確定条件句を、「とも系」が仮定条件句を構成すると一般的には考えてよいようである。

表III

三教指帰注	打聞集		法華百座聞書抄		三宝絵詞		東大寺諷誦文稿		資料		助動詞
									ども系	とも系	
ども系	とも系	ども系	とも系	ども系	とも系	ども系	とも系	ども系	とも系		
				2						べま	しじ
4		1		2		6				き	
		1		3		1				けり	
				1		2				つ	
		1				2				ぬ	
		1		3		4				たり	
				2		4	1	1		り	
1		2	1	1	2	8	1	1	2	ず	
8		2	3	6	5	9	1			なり	
				1	1		1			る・らる	
										す・さす	
										まほし	
										たし	

宇治拾遺物語		古本説話集		今昔物語集		小計		光言句義釈聽集記		却癡忘記		明恵上人夢記	
ども系	とも系	ども系	とも系	トイヘドモ	トイフトモ	ども系	とも系	ども系	とも系	ども系	とも系	ども系	とも系
4				14		2							
1		2											
8		3		7		13							
72		17				5							
15		1				3							
2	1	1		1		3							
12	6	3	3	30	3	10		1				1	
		1		11	3	7	1						
15	6	8	3	19	7	16	9	2	2	1	1		
21	11	6	2	24	10	32	9	6		1			
3		2		1		1	2						
2		1											
1		1											
							1		1				

総計	小計	
	とも系	とも系
6	0	4
3	0	3
24	0	11
94	0	89
19	0	16
6	1	3
25	9	15
8	1	1
39	18	23
59	22	27
6	2	5
3	0	3
2	0	2
0	1	

「とも系」の上接語のうち、所謂過去・完了の助動詞が三語（ぬ、たり、り）ある。これらはいずれの場合も純粹に時制としての過去・完了を表わしているとは限らない。

○「いかゞせん明ぬともこの局に籠めてこそはひき出でに入こん者と執あひて死なぬ。さりとも夜あけてのち吾ぞ人ぞと知りなんのちにはともかくもえせじ。従者ども呼びにやりてこそいでゝもゆかめ」  
 〈宇治拾遺 二〉

○三蔵驚テ宣ク「此ノ土ニ何ノ所ニカ長生不死ノ法有ラム。縦ヒ命ヲ延アル事ヲ得トリ云モト遂ニ年尽ム事疑ヒ无シ」ト宣テ  
 〈今昔 六〉

○天人答テ云ク「彼ノ大臣ハ富无並キ人也。彼ノ家ニ生ナハ樂ニ耽テ道心失ナム」ト帝釈ノ宣ハク「彼ノ家ニ生ト云モト我レ助ケテ道心ヲ不失セジ」  
 〈今昔 二〉

○逢はぬまでも見にかまほしけれと「さらに道もおほえず。又をはしたりと底もしらぬ谷底にてさはかりのそきよろつは見しかとも見え給はさりき」  
 〈古本説話 下六四〉

○「それは唯今ゝいらすともこゝなから祈りまいらせ候はん」といへは「さてはもしをこたらせおはしましたりともいかにて聖のしるしとはしるへき」といへは  
 〈古本説話 下六五〉

○「そのことなり。いみじき御馬かなと見侍りつるにはかなく死ぬる事(略)旅にては皮はぎ給たりともえ干し給はじ。

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について



おのれはこの辺に侍れば皮はぎてつかひ侍らん。えさせておはしね」  
 〈宇治拾遺 七〉

○女のいふやう「やんごとなき人の軍千人ばかり具しておはしつる。(略)この少勢にては追ひつき給たりともみな殺され給なん。これより帰て軍をおほくとゝのへてこそ追ひ給はめ」  
 〈宇治拾遺 一五〉

○鹿トモ、跪テツキ王ニ申サク「王ノ自ラ狩リ給フニモ王ノ使ノ狩モルニ吾カ輩ラ多ク死ヌ。(略)縦使ヒ多クノ鹿ヲ今日フ「皆致セリ一日トモニ久ク佐理捨テ日ヒ次キニ当ツル事小ナカリ(略)」  
 〈三宝絵詞 上〉

○「大王善ク思ヘリ。讎ハ徳ヲ以テ報スレ讎无キ者也。譬ヒ三世ニ恨ヲ結ベリ云トモ恩ヲ報ツレバ敢テ讎ノ心ヲ思フ者无シ。(略)」  
 〈今昔 一〉

○「汝等讎ヲ報ジテ此ノ人ヲ斂セリ云モト云モト。豈ニ汝等ガ為ニ益无カラ。速ニ可免シ。此ノ人汝等ガ為ニ善ヲ修セム善キ事ニ非ザラム」  
 〈今昔 九〉

いづれも「会話文」の情意性表現に用いられたものばかりである。情意性の表現であるせいでもあるが、「ぬ」「たり」「り」三種の助動詞が「とも系」に上接する場合、時制上の過去や完了ではなく、助動詞による強意的用法であることがわかる。しかも、その表現された事柄は未現実のことであり、文脈(内容・意味)上は未来に関わる事柄の条件句を構成している。しかし、次の一例に関しては、既現実の内容についての仮想表現で、他の例とは性格を異にしている。

○出納いふやう(略)おればかりのおほやけ人をわがうちたらんに何事のあるべきぞ。わが君大納言殿のおはしませばいみじきあやまちをしたりとも何ニ何ニことの出でくべきぞ。しれニこといふかたるかな」といふに  
 〈宇治拾遺 一〇〉

この例は、「あやまち」をおかしたと非難されるべき事実は既に存しているのであるが、それを「あやまち」と「出納」は認めたくないので「仮りにそれがあやまちであったとしても」という仮想表現として表われたのであろうと思われる。この点に関しては後に改めて述べることにする。

一方、「ども系」に上接する所謂推量の助動詞は「べし」「まじ」に限られるのであるが、この場合、推量であっても時制上の未来に関する表現ではない。

○刹利ノ家ニムマレオハシマシテコノ生ノタノシミヲノミコソオホシメスヘケレト偏ニ後世菩提ヲ御心ニカケオハシ  
マシテ日々ニ講經ヲ聞キオハシマセルイサキヨキ御功德ハ(略) 〈法華百座〉

しかも、これらの助動詞は、その意味・用法上は推量の意味というよりも、次に例示するように、適当・当然・命令(禁止)・意志などの意味・用法であることがはるかに多く、「とも系」に上接する場合の推量や時制上の未来に関する事柄の表現に用いられたものとは異質であることが明らかである。

○サレハタトヒ云ハストモサ心得ラルヘケレトモ是ヲ具シツレハツフサナリ。 〈聴集記 上〉

○「このうへは流罪すべけれども道摩がとがにはあらず」とて「向後かゝるわざすべからず」とて本国播磨へ追ひくだされにけり。 〈宇治拾遺 一四〉

○「御心ざしの程は返々もおろかには思給まじけれどもかたみなどおほせらるゝがかたしけなければ」とて 〈宇治拾遺 九〉

○妻夫ニ告テ云ツ「比丘此ニ来テ布施ノ行ヲ勤ム。我レ汝ト共ニ施ト思フ」ト夫答テ云ツ「我家貧窮ニシテ其ノ心可有シト云ヘド何ヲ以カ施セム」 〈今昔 二〉

外形上の特徴として、時制との関係から直上の助動詞を見る限り、「ども系」は確定条件句を、「とも系」は仮定条件句を構成することが基本的な機能であるように表Ⅲからは看取できた。

しかし、一方では「ども系」「とも系」ともに、確定・仮定の両条件表現に用いられることがある(修辭的確定・修辭的仮定と呼ばれるものも含んでのことである)。

そこで、次に、仮定条件表現における用法を中心に、「ども系」と「とも系」との表現性の異同について考えてみたい。

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

## 四、仮定条件表現

本稿では、仮定表現の性格をできるだけ単純な形で形式的に區別するために、表現素材の時間的なあり方を基準に考へる方法を、便宜的な処理として、敢えて用いたと思う。<sup>(12)</sup>

まず「ども系」の助詞による仮定条件表現についてその性格を明らかにしてみたい。この中には所謂「修辭的確定」(現にその事実があるわけではないが、そのような事実が仮りにあつたとしても想定するもの)をも含んで考察する。当然のことながら、「ども系」の中で斯る用法の占める割合は極めて少ない。

○経ニノ給ハク「(略)セムフク乃花ハシホミタレトモヨロツノ花ノアサヤカナルニハスクレタリ。梅檀ノ香ノモエウセヌレトモロノ衣ニホヘルカコトシ。(略)」  
 〔三寶絵詞 下〕詞

○経ニノ給ハク「(略)アマタ乃戒ノナカニ一カケヌトテカタヘノ戒ハカロムヘカラス。カウヲツメリシ袋ハ失ヌレトモナヲカウハシ。戒ヲウケテシ身ハヤフレトモナヲタウトシ」トノ給ヘリ。  
 〔三寶絵詞 下〕詞

○陶朱富人ヲ見テ我レ田ヲ作テ徳付カントセシカトモ更ニ徳ツカス。是ノ由ヲ陶朱ニ問フ。陶朱答テ云ク「田ハ作レトモ富人ニハカナハシ。牛ヲ飼ヘシ」ト教シフ。  
 〔指帰注〕話

○庄子ノ云ク「魚ニ非ザレ魚ノ心ヲ不知ズ。我レニ非ザレ我ガ心ヲ不知ズ」ト此レ賢キ事也。実ニ親シト云モト人他ノ心ヲ知ル事無し。  
 〔今昔 一〇〕評

○又車匿ニ宣ハク「世ノ人或ハ心吉ト云モト形不随ズ。或ハ形チ吉ト云モト心不叶ズ。汝ハ心形皆違フ事無し。(略)」  
 〔今昔 一〕話

○此ノ女子母ノ傍ニ有テ此ヲ聞テ云ク「我カ身ニ貯ル財無し。但シ此身ハ命長シト云モト遂ニ不死ヌ様無し。死ナバ土ト可成シ。  
 (略)」  
 〔今昔 四〕話

○景カ云ク「仏ハ此レ大聖也。文書ノ行ラ下ス事无シ。其レ福ヲ修スル者ハ天神敬ヒ奉リテ多ク寛有ヲ授ク。若シ福厚キ者ハ道文ノ簿有リト云ヘト撰ニ不能ス。此レ我カ知ル所ニ非ズ。亦其ノ故ヲ知ル事无シ。」  
（今昔九）話

これらの例はいずれも確定条件と仮定条件との弁別を明確にし得ない部分を残してはいるが、理念とか一般論としての概念を述べる場合に用いられた仮定的表現である点で共通している。具体的な実現性の有無やそれに関する判断を問題とはせず、一般的に考えられる事柄を条件としているのである。つまり、一般仮定の条件句を構成する場合に用いられることが、「ども系」仮定の特徴と見得るように思われる。「ども系」の助詞が仮定条件句を構成し、斯る特徴を有することの象徴的な例が『三宝絵詞』に拾える。それは副詞「タトヒ」の呼応語として用いられ、しかも教義や「經」の解説・引用に際して用いられた例ばかりであることに窺える。

○喻ヒ智有モト 若シ禅定无ハケレ其ノ心不閑テマラスシ 其ノ覚リ難照キ事風ニ動ク燭ノ如ク波ヲ乱レル水ノ如シ。 （三宝絵詞 上）

○經ニノ給ハク「タトヒ戒ヲヤフレトモナラ輪王ニスクレタリ。タトヒ惡道ニヲツレトモソノ所ノ王トナル。」（略）

〈三宝絵詞 下〉

○『心地観經』ニ云「上品ニタモツ者ハ法王ノ位ヲエテ衆生ヲミチヒク。（略）下品ニ持ハ戒ヲアヤマチテタトヒ惡道ニオツレトモ戒ノカスクレタルニヨリテツ子ニ其中ニ王トナル」 （三宝絵詞 下）

副詞「タトヒ」との呼応で「已然形+ドモ」が用いられたのは、本稿で対象とした資料で見ると、『三宝絵詞』における四例だけである。『三宝絵詞』の「タトヒ」一四例中、残り一〇例は、一例が地の文において「未然形+ム」と、九例が会話文（六例）と地の文（三例）において「終止形+とも」と呼応している。和化漢文系資料では「タトヒ」との呼応で漢字「雖」が用いられる場合も多いが、その「雖」に「ドモ」「トモ」いずれの訓みが与えられるべきか、或は意識されていたのかなど、成立の早いこの『三宝絵詞』の実態と、その後の漢文訓読文系資料に「ドモ」との呼応が今回の調

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

査では得られなかったことと合わせ考えても興味深いところである。また、本稿で問題とした確定・仮定の表現法と「ども」「とも」との関係（意味・機能の変遷や消長、及び和文と訓読文の間における意味や語法の受容関係など）を明らかにする上からも、その性格の異同を示唆するものとして重要であるように思われる。今後の課題としたい。

さて、「ども系」による仮定条件句は、先述した表現素材の時間的なあり方を基準に考えると、具体的な実現性の有無を問題にしないので、未来や過去ではなく、現在或は時制とは関係のない表現である点に特徴を見出すことができようかと思う。そこで次に、先の基準に照らして、「仮定条件句を構成する時に用いられた」「ども系」「とも系」「モシ」の三者間において、仮定条件として示された内容に相違が認められるか否かについて考察してみたい。「ども系」については前述したので、以下「とも系」と副詞「モシ」による検討を行うことにする。

### 五、仮定条件の内容と表現性

「とも系」仮定との比較をする上で、未然形接続の助詞「ば」を比較の対象とすることが最良の方法ではあるのだが、今回は便宜的にその傾向をまず把握するために、副詞「モシ」による仮定表現を調査対象とした。なぜならば、順接の仮定条件は、「訓読文では副詞『モシ』を伴ふことが多い」という指摘<sup>(14)</sup>、また「非モシ型」が中古の「和文の一般的傾向」である一方、『今昔物語集』において「モシ型は天竺震旦部の典型的な表現形態であり」「漢文訓読文の特徴をしめす一要素を明確に表している」という指摘<sup>(15)</sup>などがあるためである。本稿では、和漢混淆文資料における検討を中心に行ったので、便宜的ではあるが、副詞「モシ」による仮定表現と比較することで大方の傾向は見得るのではないかと考えた。まず、条件として提示される表現素材の時間的なあり方を基準に、その表現内容を次の三種に分類することとした。

A…将来において実現される可能性を有した事柄に関する仮定

B…時制（将来・過去）とは関係のない或は現在時点における事柄に関する仮定

C…過去において既に実現された事柄に関する仮定

A・B・Cともに実現性についての判断に疑問を抱くものを含む。また、Bは所謂「一般仮定」が中心となり、Cは所謂「反実仮想」の表現を含むことになる。さらに、後の考察との関係で、これらの仮定条件句がいかなる文の中で表現されたかを、文の種類(地の文・詞や評の文・会話文・会話文・思惟文<sup>16)</sup>)によっても分類した。

右の基準による分類を行ったのが表IVである。表IVに看取できる特徴は、まず、「モシ型」による仮定条件はA類が圧

表IV

法華百座聞書抄			三宝絵詞			東大寺諷誦文稿			資料	文の種類	モシ型
C	B	A	C	B	A	C	B	A			
			2	2	2		1	1		地の文	
				38	1		2			詞・評	
		1	3	3	20			1		会話文	
		1			10					思惟文	
0	0	2	5	43	33	0	3	2		計	
	7		1	6		1	7	2		地の文	
				1						詞・評	
1	3	2		4	10					会話文	
	2			3			2			思惟文	
1	12	2	1	14	10	1	9	2		計	
											とも系

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

	光言句義積聴集記			却癢忘記			明惠上人夢記			三教指帰注			打聞集		
	C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A
	1	2	1												
										1					2
									1						1
	1	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	1	4													
										1					
	1				7									3	1
							1						1		
	2	4	0	0	7	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1

総計	宇治拾遺物語			古本説話集			今昔物語集				
	C	B	A	C	B	A	C	B	A		
3	7	5						2	1		
0	45	1						5			
6	48	124			14	1	3	1	45	83	
1	0	23			2			1		8	
10	100	153	0	0	16	1	0	3	2	52	92
3.8%	38.0%	58.2%									
4	25	2						1	1		
2	12	0		3		2			7		
15	73	36	5	29	8	1	7	3	7	18	12
5	11	6	2	2	4			1	1	4	1
26	121	44	7	34	12	3	7	4	9	30	13
13.6%	63.4%	23.0%									

倒的に多く全体の約六割を占め、C類は僅か3.8%しかない点である。これは副詞「モシ」が「本来疑問の副詞」であり「漢文の若字を訓むことから」仮定にも広められたと考えられる点からも、和漢混淆文における斯る傾向は由あることのように思われる。つまり、疑問表現は素材の実現性に関わる表現であろうから、未存・未知の事柄の実現性について時制上未来のこととして表現するA類や、時制は問題にせず未存・未知のことを一般的に仮定して表現するB類に多く



表われ、A・B兩類で96.2%を占める結果となることがその特徴として顕在化するのではないかと考えられる。このように考えるとC類の一〇例は極めて特殊であるように見えるので、ここではその内容を詳しく検討してみたい。

○勤操カナシヒナク事カキリナシ「我モシマコトノ子ナラマシカハカナル事ハアラマシヤハ。我モシシ仏ノ制シ給ヘル酒ヲ乃マサラマシカハカタ時モオコトラマシヤハ。」トイヒツナキナケクコト子ムコロニフカシ。〈三宝絵詞中〉

『三宝絵詞』の五例は総てこの「モシシマシカババマシ」(四例)、「モシシセババマシ」(一例)の型であらわれる、所謂「反実仮想」の表現である。既存の事実を素材として仮想するのであるが、時制として過去の素材を問題にし条件句を構成するのに深く関わっているのは、副詞「モシ」というよりも国語助動詞「マシ」の方であつて、この「マシ」の文法上の機能を重く見るべきであるように思われる。

○若又衆生モ実体アラマシカハ衆生ハ実ノ衆生仏ハ実ノ仏ニテ能化所化モマノウマシキナリ。〈聴集記下〉

『光言句義釈聴集記』の右例も「若シマシカバ」の型であり、他の「モシシ未然形十バ」とは性格を異にしている。更に『今昔物語集』の二例のうちの一例も次の如く「若シマシカバ」の型で、同様に考えられる。

○「前ノ二代ニハ既ニ左右ノ手ヲ被斬レヌ。此ノ度ヒ若シ前ノ二度ノ如ク有バマシカハ此ノ度ハ頸ヲ被斬ナマシ」ト世ノ人疑ケレト

〈今昔 一〇〉

『今昔物語集』の残り一例と『三教指帰注』(これは『今昔』と同話の中の同一用例)・『古本説話集』の各一例は、素材としては既に過去の事実となつた行為を述べたものではあるが、表現主体にとつて、その内容は未知のこと(肯定乃至判断できないこと)である。他七例が既存の素材を肯定・判断した上でその事実を前提に「反実仮想」したものであるのと比して、この例は特典であるため、例外として扱うことが許されよう。但、この場合も、後述する「とも系」仮定のC類と

は、表現主体にとつてその内容が未知・未諒解であるなどの点において、質的に異なる。

○尊者答テ云ク「略」沙門此ノ食物ノ被分タル見テ女ニ問テ云ク「汝若シ此食物犯シテ有ル」ト問フニ女ノ云ク「若自ラ  
犯バシラ生々世々ニ自ノ完村ヲ食ト為セム」ト云ヒキ（略）」  
〈今昔 一〉

○法師泣くくほとけの御前にまいりて申「もし仏のし給へることならばもとの様にならせ給ね」と返々申ければ人  
く見る前にもとの様になり満ちにけり。  
〈古本説話 下〉

以上のように見てくると、副詞「モシ」による仮定表現は、少なくとも和漢混淆文においては、将来実現される可能性を有した事柄や現在時点における事柄を素材とする仮定と「一般仮定」である点に特徴を認めてよいように思う。

一方の「とも系」仮定は、順接との相互対応的な関係にある逆接の条件関係の表示という差異だけにとどまらないように思われる。条件として提示される表現素材の時間的なあり方を基準にすると、A・B両類が用例の殆どを占めることでは「モシ型」の順接仮定と同傾向にあるが、B類の現在時点における事柄に関わる仮定や「一般仮定」の方だけで全体の六割強を占め、C類も13.6%の用例があり、しかも、「モシ型」のC類とはその内容が質的に異なる点に相違を認めることができる。

ここで改めて「モシ型」の仮定について、B類の場合をみると、条件として提示された素材の内容は表現主体に関するのではなく、第三者的存在や対者に関する事柄の表現である点に特徴的傾向を認めることができる。地の文や詞評の文での例が総て斯る性格のものであることは言うに及ばず、会話文の例もその総てがそうである。会話文の四八例中、「モシ〜アラバ（ナクハ）・在サバ」の型が一六例、「モシ〜ト思ハ（サ）バ」の型が一〇例で、その主体は対者か第三者的存在である。また、それ以外の二二例も次の用例の如く、具体的に特定できない第三者的存在か対者が主体である。従つて、表現主体にとつて、その内容や実現性は未知であったり、判断できないものであると言える。

○此ノ不信ノ人ヲ呵シテ云ク「汝ヲ若シ此ノ経ヲ不信スハ当ニ其ノ頭頸ヲ可斬シ。此ノ経ハ此レ法花ノ序分也。一度モ耳

ニ触ツル人ハ必ズ菩提心ヲ発シテ退スル事无シ」 〔今昔 七〕

○景ガ云ク「略其レ福ヲ修スル者ハ天神敬ヒ奉リテ多ク寛有ヲ授ク。若シ福厚キ者ハ道文ノ簿有リト云ヘド撰ニ不能ズ。此レ我ガ知ル所ニ非ズ。亦其ノ故ヲ知ル事无シ」 〔今昔 九〕

A類は未来・未存のことであるが故に表現主体にとつては未知の内容であり、前述のC類とこのB類も殆同じ傾向にあることが理解できる。つまり、A・B・Cを通じて、「モシ型」仮定の特徴は、表現主体にとつて未知や判断不可能な内容の表現に用いる点にあるように思われるのである。

これに対して「とも系」仮定の場合は、条件として提示された内容が表現主体にとつて必ずしも未知のことであるとは限らない。特に「モシ型」との比較で、その特徴的差異を際立たせるのがC類の場合である。

○妻ノ云ク「不知ヤ。汝チ此レ虚言也。(略)只『餓ノ難堪サニ食タル也』ト可云也。我ガ餓テ无力ナル遙ニ遠キ所ニ計リ遣テ汝チ独リ食セリ。我レ有ト云フト食セム不可止ズ」ト云テ恨ムル事无限シ。 〔今昔 三〕

○大臣公卿太子ニ申シテ云ク「君(略)亦国ノ王子トシ在トマサム思モスト国ノ内透徹リテ譬ヒ此ノ国ニ軍千人有リト云フト彼ノ国ノ軍一人ニ可当キ非ズ。(略)」 〔今昔 一〇〕

○妻子とも(略)逢はぬまでも見にかまほしけれと「さらに道もおほえず。又をはしたりと底るもしらぬ谷底にてさばかりのそきよろつは見しかともみえ給はさりき」といへば 〔古本説話 下〕

これらはいずれも、過去において既に表現された事柄に関する仮定で、しかも既存の事実や既に確認・判断した事実に対する「反実仮想」表現である。つまり、「モシ型」のC類の中の「まし」によるものと同様で、表現主体が既存の素材を肯定・確認・判断した上でその事実を前提に仮想したものである。このように、C類の「とも系」仮定二六例は、全般に国語助動詞「まし」による「反実仮想」と相互対応的に、逆態の「反実仮想」表現を担う語であると位置付け得る傾向にある。必ずしも言語主体にとって未知の事柄に関する仮定表現ではないのである。

このことはC類は勿論、A類とB類をも合わせてみても同様の傾向があり、言語主体にとって既知の事柄に関する仮定表現があることが確認できる。次の如き例がそれである。

①高鳳ト云フ人有ケリ。幼稚ノ時ヨリ心ニ智有テ昼夜ニ文ヲ学シテ更ニ他ノ思ヒ无シ。(略)妻ノ大ニ嗔テ云ク「汝文ヲ学スト云フト世間ノ事ヲ不知テシ極テ愚也。今ヨリ我レ汝ニ不相副ジ」ト　　<今昔 一〇>

②「かうく候。御悩の大事におはします。祈りまいらせ給はむに」といへは「それはたゞいまゞいらすともこゝなから祈りまいらせ候はん」　　<古本説話 下>

③重秀これをみて「水飯をやくとめすとも此ぢやうにめさば更に御ふとり直るべきにあらず」とて逃ていにけり。  
<宇治拾遺 七>

右に例示した用例においては、「とも系」の語が構成している句の素材・内容について、表現主体はその事柄が既存の事実であることを確認しているのであり、そのことを前提とした条件句となっている。しかし、その条件は必ずしも仮定条件とは言いがたい。つまり、表現形式としては仮定条件表現の形式をとってはいるが、表現内容とか意図とかは寧ろ確定条件であるように思われる。

①の場合、「妻」は夫「高鳳」が「幼稚ノ時ヨリ」「文ヲ学」していたことを諒解しながら、「文ヲ学」してはいらつしやるけれども、「世間ノ事ヲ」御存知ないので、貴方は「極テ愚」でいらつしやるゝと非難する。②の場合、聖が延喜の御門の宣旨に対して「今すぐおそばに参上いたしませんけれども、此処で御祈禱し申し上げましょう」と使の蔵人に応じる。③の場合、三条中納言が薬師重秀の言いつけどおり「水飯」だけを食べていたことは承知したが、その量に驚き「水飯をやくと」召し上つていらつしやるけれども、この調子で今後も召し上るのならば「更に御ふとり」が直ろうはずもありませんゝとあきれる。

以上のように、「とも系」の語が構成する句は、意味上は確定条件表現の「ども系」の語に置き換え得る内容と意図を

持っている。この場合留意されるべきことは、いずれも待遇上の下位者が上位者に対する会話文の中での表現である点で共通していることである。しかも、前提として示す事実を表現主体が否定的にとらえて前置したり④⑤、表現主体の拒否の意志表示を前置したり⑥するのである。その意識や意志が対者たる上位者にとって好ましからざる内容であるために、表現主体は待遇上の配慮から、明確に表現することを避け、仮定表現という形式をとって婉曲表現にしたものであると考えられる。つまり、敬讓の表現として機能させるための表現形式であると考えられる。これは、従来の指摘に従うと、*「修辭的假定」*の用法に近いものであるが、その用法の説明として与えられた内容とは少々異質であるように思う。前置された句が後件を強烈な印象として形象化するための想定としてあり、言語主体の強烈な自己主張を行ったものとする*「修辭的假定」*というよりも、その意味と表現性を考えるならば、あくまでも前句と後句との意味関係が対立性の関係を持つ確定条件法とみるべきかもしれない。しかし、単純な確定条件法ともまた異質であるので、両用法とは別のものとして位置付けて説明される必要があるように思う。また、現段階では『今昔物語集』『古本説話集』『宇治拾遺物語』に一〇例足らずしか用例を見出していないが、主に会話文に表われ地の文や詞・評の文に全くないことから考えて、口頭語の性格の強い用法ではなかったかとも思われる。

ここまで考察してきたことを通して、「モシ型」仮定表現と「とも系」仮定表現との比較の上では両者の一般的性格の差異を認めることができるように思う。それは、条件として提示される表現素材の時間的なあり方を基準にした場合、「モシ型」仮定が現在時点から将来に向かう未存・未知の事柄に関わる条件表現であり、「とも系」仮定は現在時点から過去に向かう既存・既知の事柄に関わる条件である、という一般的傾向性が基本的な部分での性格の差異としてまとめられるように思うのである。

六、和化漢文における仮定条件の「雖」

和漢混淆文のうち片名交り文を中心に、仮名表記の「と・とも・トイフトモ」による仮定表現を見てきたが、次に漢字表記の「雖」による仮定表現について和化漢文における用法とその性格・前者との関係などを検討してみたい。表IVで行ったと同じ基準（表現素材の時間的なあり方）で、「若」と「雖」による仮定表現の内容を分類したのが表Vである。

表Vの用例数の分布に見る限り、「若」の仮定は、将来実現される可能性を有した事柄や現在時点における事柄を素材とする仮定と「一般仮定」であり、かつそれは言語主体にとって未知の内容の表現であることがわかる。

表V

将 門 記	日本 靈 異 記			資 料			文の 種類	
	C	B	A	C	B	A		
			2		1		地の文	若
			1		8	2	詞・評	
			3			5	会話文	
							思惟文	
	0	0	6	0	9	7	計	
		2			4		地の文	雖
		2			19		詞・評	
1					3		会話文	
							思惟文	
1	4	0	0	0	26	0	計	

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

總計				東大寺諷誦文稿			大日本國法華經驗記			日本往生極樂記			
	C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A	
0	17	11				3		13	6	1	3		
0	9	7				2		1	2				
0	2	40						1	30		1	2	
0	1	4						1	4				
0	29	62		0	0	5		0	16	42	1	4	2
0	19	0				4			9				
0	21	0											
1	4	2						1	2				
0	0	0											
1	44	2		0	4	0		0	10	2	0	0	0

○時天皇<sup>ツツミ</sup>祈御酒令<sup>レ</sup>飲<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>誓而詔<sup>レ</sup>「若朕遠勅失之者<sup>レ</sup> 天地相標<sup>レ</sup> 被<sup>レ</sup>大厲<sup>レ</sup>。汝今可<sup>レ</sup>誓<sup>レ</sup>」  
 ○如<sup>レ</sup>法華經說<sup>レ</sup>「若童子戲木及筆或以<sup>レ</sup>指爪<sup>レ</sup>而画<sup>レ</sup>作仏像<sup>レ</sup> 皆成<sup>レ</sup>仏道<sup>レ</sup> 復拳<sup>レ</sup>一手<sup>レ</sup>小低<sup>レ</sup>頭<sup>レ</sup> 以此供<sup>レ</sup>養仏像<sup>レ</sup> 成<sup>レ</sup>無上道<sup>レ</sup>」  
 〈靈異記 下〉

○所云夫婦者親而等<sub>レ</sub>瓦 親戚者疎而喻<sub>レ</sub>葦。若終致<sub>レ</sub>殺害<sub>レ</sub>者 若物譏在<sub>レ</sub>遠近<sub>レ</sub>歟。 〈將門記〉

○余牧兒等捨<sub>レ</sub>牛馬<sub>レ</sub>而從者 殆垂<sub>レ</sub>數百<sub>レ</sub>。若牛馬之主有<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>之時 令<sub>レ</sub>使尋呼<sub>レ</sub> 男女老少來覓者 聞<sub>レ</sub>其讚嘆之聲<sub>レ</sub> 不<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>牛馬<sub>レ</sub> 泣<sub>レ</sub>而忘<sub>レ</sub>婦。 〈極樂記〉

○作<sub>レ</sub>是思惟<sub>レ</sub>「発<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>発<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>」 誦<sub>レ</sub>千部<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub> 悔<sub>レ</sub>自他<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub> 三時懺悔。若我出<sub>レ</sub>山交<sub>レ</sub>雜人間<sub>レ</sub> 染<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>世習<sub>レ</sub> 還作<sub>レ</sub>惡業<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub>牽<sub>レ</sub>邪見<sub>レ</sub> 廢<sub>レ</sub>円乘<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>。我不<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>身命<sub>レ</sub> 但念<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>極樂<sub>レ</sub>。 〈法華經驗記〉

一方、「雖」の仮定は専ら「一般仮定」に用いられるもの(B類)であることがわかる。これは和化漢文における極めて顕著な特徴といえる。例外的にA類やC類に用いられたものは、僅か三例にすぎない。この三例について少し詳しく見てみる。

まず、C類は次の一例のみである。

○貞盛秀郷等相語云「(略)縦<sub>レ</sub>此度<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub> 何後<sub>レ</sub>戰<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>。加以<sub>レ</sub>武王<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>疾<sub>レ</sub> 周公<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>。大分<sub>レ</sub>貞盛等<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>。 將<sub>レ</sub>擊

二件敵<sub>レ</sub>」 〈將門記〉

この例は、「縦」字が仮定の副詞「タトヒ」であるとするならば、その呼応語「雖」を仮定条件句のものとして見得る。戦に勝利をおさめた後、その勝利に浮かれていられないと自戒する会話である。既定の事実として存在する言語素材(勝利)を仮定の事実として想定した対象規定の、所謂「修辭的仮定」の用法である。和文においても助動詞「とも」が担う用法であり、それに通ずる。会話文の中で表現主体の感情表現に文学的表現効果を与える上で有効に働き、しかも後句に反語を用いることで一層その効果を増している。しかし、「縦」がなければ、単なる叙述としては確定条件と解しても論理的な意味の変化はない。

次に、A類に二例が拾える。

○告<sub>レ</sub>弟子<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>「更我<sub>レ</sub>戸<sub>レ</sub>骸<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>燒<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>。仮使<sub>レ</sub>燒<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>灰<sub>レ</sub> 猶誦<sub>レ</sub>法華<sub>レ</sub> 利益<sub>レ</sub>一切<sub>レ</sub>」言語已<sub>レ</sub>手結<sub>レ</sub>定印<sub>レ</sub> 乍<sub>レ</sub>坐<sub>レ</sub>入滅<sub>レ</sub>。

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について



〈法華経験記 中〉

○神融聖人告「雷神」云「略」雷神此処可「出」泉水「以為」住僧便。汝若不「出」水「我縛」汝身「雖」送「年月」更不「去」。

(略) 一 〈法華経験記 下〉

二例ともに会話文における例であり、しかも表現主体の極めて強い意志を相手に訴える表現となっている。情意的な表現である点でその特徴をとらえることができる。未定・未存の素材に関する表現ではあるが、単なる論理的な関係で前句を仮定条件にしたものではない点で、「若」の仮定とは性格を異にしている。

以上のように、一般仮定条件以外の「雖」の仮定は、会話文に用いられ、前句を条件にして意志・反語・命令・禁止などの主体の志向を後句に導く用法である点に特徴がある。前句と後句との関係は論理的な意味関係ではなく、強い情意を後句に導く心理的な意味関係として把握される。少々乱暴な推論が許されれば、この「雖」の用法は、漢文や漢文訓読文の論理的な表現に比して、より文学的な表現効果を持たせることを旨とする傾向にある和文の修辭的用法と考えられるように思う。つまり、「雖」の例外的なA類・C類(特にC類)の用法は、本来漢文において「雖」字が担った用法ではなく、「雖」字とその訓読「トイヘドモ」「トイフトモ」の結びつきによって、和文の語法から受容された(和化された)用法ではないかと考えるのである。この点については、更に充分な量と質の検討が必要であるので、今後の課題としたい。

## むすびに

最後に本稿で問題とした点について、仮説や推論をまじえながらではあるが、述べてきたところを簡単に整理してむすびとしたい。

まず、第一に「モシ型」仮定と「とも系」仮定と「ども系」仮定との三者において、条件として仮定する内容に相違

があるか否かという点についてである。三者の特徴的な相違だけに着目して整理すると次のようになる。

▽「モシ型」仮定↓表現素材の時間的なあり方に関係なく、言語主体にとって未知・未確認の内容についての仮定表現である。時制的には現在時点から未来に向かう素材・内容を問題とするといえる。また、前句と後句とは論理的意味関係を構成する。

▽「とも系」仮定↓言語主体が既存の素材を肯定・確認・判断した上でその事実を前提に仮想するもので、国語助動詞「まし」と相互対応的に逆態の「反実仮想」表現を担う。時制的には現在時点から過去に向かう素材・内容を問題にするといえる。また、敬讓表現の一種として意識され、婉曲的に仮定条件表現という形式をとる場合に用いられる。

▽「ども系」仮定↓具体的な実現性を問題とはせず、表現内容が比喩や一般論となるような、一般的に考えられる事柄を条件とする仮定表現である。「一般仮定」の表現法。

▽「雖」仮定↓和化漢文に限ってみると、前置される条件句と後句との関係は心理的・情意的な意味関係として把握される。

第二に、和文語「ど・ども」「と・とも」と訓読語「トイヘドモ」「トイフトモ」との意味・用法上の異同についてである。これも特徴的な相違にだけ着目して整理する。

▽「雖」字には、接続助詞の用法以外に、名詞を直ちに支配して、条件としてある事物や事柄を類推・強調させ、例示・提示する機能を有した「副助詞」的・「係助詞」的用法を担うものがある。

▽訓読語「トイヘドモ」にのみ直ちに名詞を支配することによって、類推・強意・例示の助詞的用法としての機能を有するものがある。これは、和文における副助詞や係助詞に相当するものとして、訓読文の中に位置付けられた語・語法と考えられる。

▽「とも」「トイフトモ」ともに、名詞を直接に支配する用法ではないが、類推・強意・例示などの用法とみるべきもの

がある。これは、仮定法の国語助詞「とも」が本来持っていた機能と考えられ、訓読語「トイフトモ」にもそれが反映されたものと考えられる。

第三に、漢文訓読文（或は漢文）と和文との両文体間における語やその意味・用法の受容関係についてである。

▽名詞承接の「トイヘドモ」の副助詞（或は係助詞）的用法は、漢文訓読文（或は漢文）から和文に受容されたものと思われる。特に、名詞との間に助動詞等を介さない（名詞を直接支配する）場合は特徴的である。助動詞を間に介する場合は、国語助詞「とも」にも斯る用法はある。従って、「トイヘドモ」の斯る用法は、「とも」との関係からも派生的に受け入れ易かったものと考えられる。

▽情意的な表現にかかわる仮定表現、或は敬讓や婉曲の表現としての仮定表現などは、和文から漢文訓読文に受容されたものと思われる。特に和化漢文の「雖」字の用法が、そのことの象徴的用例であるといえる。

但、右のまとめは、それぐの關係が普遍的に一般論として論じ得た訳ではない。冒頭に断わつたように、考察の対象を限定したので、あくまでも中古・中世の和漢混淆文を中心にした場合の特徴的事象として把握できたもののみとめである。

以上、極めて簡略に、特徴的な事象に限つてまとめてみたが、いずれも仮説・推論の域を脱し切つてはいない。検討・考察の不備もあろうし、今後の検討に俟つべきこととして残した課題も多い。何よりも、漢文における「雖」字との比較をすることが重要であるように考えているが、今回はなされていない。その他にも資料や用例の量的・質的不備の批判も免れ得ないところであるが、今後の研究の目安として一往論してみたところである。大方の御批正と御教示を賜れるようお願い申し上げたい。

注

- (1) 大坪併治『平安時代における訓點語の文法』(風間書房)・築島裕『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』(東京大学出版会)・築島裕『平安時代語新論』(東京大学出版会)・小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀の國語學的研究』(東京大学出版会)・松村明編『古典語現代語助詞助動詞詳説』(学燈社)・山口堯二『古代接統法の研究』(明治書院)・『研究資料日本文法⑦助辞編』(明治書院)等々

なお、本稿中の訓読文についての記述やその特徴に触れた部分は、その都度(注)を施すことはしなかったが、ここでの前者四文献によったところが殆どである。

- (2) 注(1) 文献等参照

- (3) 副詞「モシ」を順接仮定条件法の指標とすることには問題があるかもしれない。呼応する語形は「未然形十ば」に限らないし、逆接仮定の「とも」等と呼応語としてとる場合もある。また、「モシ」が仮定条件の用法か疑問・推測の用法が俄に弁別し難い場合もある。しかし、それらの用法は、個別的・具体的には少数にとどまるので、その都度適切な処理を行うことで一往の指針たり得るのではないかと考えた。更に、助詞「ば」の孕む問題と用例数の多さから生じる解釈や分析上の複雑さは、本稿の問題としたい焦点を拡散してしまいかねないとも考えた。従って、本稿の目的とする比較検討の対象としては、便宜的ではあるが、一往の指標として有効であると判断した。

- (4) 拙稿「和漢混淆文の和文語の受容についての一考察——終助詞「かし」を中心に——」(『鎌倉時代語研究』第十一輯・武蔵野書院)・同「中世和漢混淆文における助動詞『む』・『べし』について——〈意志〉の意味・用法を中心に——」(『鎌倉時代語研究』第十二輯・武蔵野書院)

- (5) 注(1)の前者四文献参照

- (6) 山田孝雄『漢文の訓讀によりて傳へられたる語法』(宝文館出版)

- (7) 佐藤武義『今昔物語集の語彙と語法』(明治書院)に詳しい。参照の上、他割愛。

- (8) 山口堯二『古代接統法の研究』(明治書院)の中での用語である。その内容を簡単にまとめると次の如くなる。○条件とする事柄について、主体にその具体的な実現性を問題にする意識がなく、ただありうることとして一般的に取り上げていると考えられる。○条件句の主語が具体的な個別者でなく、いわば一般者である場合。○主語は個別者と考えられるものでも、表現内容が一般論になっている場合。○表現内容が比喩になっていることにおいて、事柄の実現性は問題にされていない場合。○『古典語現代語助詞助動詞詳説』や『国語学研究事典』(明治書院)等の解説に従うと次のとおりである。修辭的仮定(とも)は「既定の事実として存在する言語素材を、仮定の事実として想定する対象規定の用法」である。修辭的確定(ども)は「現

条件句構成の「雖」・「トイヘドモ」・「トイフトモ」について

にその事実があるわけではないが、そのような事実があったとしても、それによって影響を受けず、きつとこうだ、こうなるという気持を、確定表現を使用して確言する用法」である。

(10) 「トイフトモ」に名詞を直接にうける例はないとみてよいが、次の例が注意すべき例としてあげられる。

○この成村かたのすけに「しかく」の事なん候つる。かの大学の衆はいみじき相撲にさぶらふめり。成村と申ともあふべき心ち仕らず」とかたりければ  
 〈宇治拾遺 二〉

○われは死ぬるぞとも思はぬに俄にからめて引はりて率て行ば「我ばかりの人を大やけと申ともかくせさせ給べきか。心得ぬわざかな」と思て  
 〈宇治拾遺 八〉

新日本古典文学大系(岩波書店)や『宇治拾遺物語・打聞集全註解』(中島悦次・有精堂)などでは、いずれも「と申とも」に「とまうすとも」の訓みを与えて解釈している。「トイフトモ」の謙讓表現と見て、「トイフトモ」に準ずる複合語と考えるべきかもしれない。しかし、本稿における論者の考察から卑見を述べれば、これは「と申ども」(とまうせども)と解釈すべきものように思う。なぜならば、名詞を直接にうける「トイフトモ」は見出せず、「トイヘドモ」にのみ副助詞的用法が存することを勘えると、ここでの「と申とも」も例示による強調(類推)の「トイヘドモ」に準じた複合語で、「トイヘドモ」の謙讓語と考えた方がよいように思うのである。

(11) 山口堯二『古代接統法の研究』(明治書院)

(12) 山口堯二氏は、注(11)文献の中で、仮定条件法とは「条件になる事柄を、成立可能な、あり得る事態として取り上げる」という可能性の表現形式であるとした上で、仮定表現を疑問仮定・現実仮定・非現実仮定・一般仮定の四種に類型化され、「四種の類型」の別は事柄の実現性に対する主体の判断・意識のあり方を基準とする」とされた。従って、本稿で行う「時間のあり方を基準とする」方法では「仮定表現のあり方を問う意味は乏しいものになるであろう」と述べられた。しかし、本稿は「仮定表現のあり方」について述べることに目的ではないので、敢えて便宜的な処理としてこの基準(言語素材の時間的なあり方)を用いることにした。

(13) 注(8) 参照

(14) 築島裕『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』(東京大学出版会) 七六〇頁など

(15) 佐藤武義『今昔物語集の語彙と語法』(明治書院) 五九頁

(16) 「詞」とは、経などの引用文、経文などの解説の文、漢文などの訓読文等々であり、一部和歌や漢詩も含めた。「評」とは「詞」に含まれる解説の文である場合もあるが、特に説話などにおいて、ある話題や事物・人物に対する作者の感想や意見が述べら

れた部分である。「詞・評」は地の文として分類されることが多いが、そこには一般論的な表現が他に比して頻出する傾向にあるので、本稿では地の文とは敢えて区別した。

(17) 注(6) 文献、春日政治『西大寺本金光明最勝王經古點の國語學的研究』(岩波書店)に斯る主旨の記述がある。

(18) 注(9) 参照。

(19) 注(11) 文献の用語、参照

最後に本稿で調査対象とした資料とその本稿での略称を掲げておく。

日本靈異記(靈異記)——『日本靈異記 日本古典文学大系』(岩波書店)。将門記(将門記)——『将門記 新撰日本古典文庫』(現代思潮社)。日本往生極楽記(極楽記)・大日本国法華經験記(法華經験記)——『往生伝 法華験記 日本思想大系』(岩波書店)。東大寺諷誦文稿(諷誦文稿)——中田祝夫『東大寺諷誦文稿の國語學的研究』(風間書房)。三宝絵詞(三宝絵詞)——東寺觀智院本の複製『日本古典影印叢刊 三宝絵詞 明恵上人伝』(貴重本刊行会)。法華百座聞書抄(法華百座)——小林芳規『法華百座聞書抄総索引』(武蔵野書院)。打聞集(打聞集)——東辻保和『打聞集の研究と総索引』(清文堂)。三教指帰注(指帰注)——築島裕・小林芳規『中山法華經寺藏本三教指帰注総索引及び研究』(武蔵野書院)。明恵上人夢記(夢記)・却癡忘記(却癡忘記)・光言句義釈聽集記(聽集記)——『高山寺資料叢書 明恵上人資料第二』(東京大学出版会)。今昔物語集(今昔)——『今昔物語集、日本古典文学大系』(岩波書店)。古本説話集(古本説話)——『重要文化財梅沢本古本説話集』(勉誠社)、山内洋一郎『古本説話集総索引』(風間書房)。宇治拾遺物語(宇治拾遺)——『宇治拾遺物語 日本古典文学大系』(岩波書店)。